

新たな感染症危機への 対応の方向性(検証報告)等について

(第6回 北海道感染症対策連絡本部会議資料)

1 基本的な考え方

- 道では、3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症への対応について、有識者をはじめ、道民や市町村、関係団体など、幅広く意見を伺ってきた。
- こうした様々な意見を踏まえ、平時からの備えや初動対応、特措法に基づく措置など、課題等を認識した上で、新たな感染症危機への対応の方向性を整理したので、今後は北海道感染症予防計画等へ反映するなど、必要な対応を図っていく。

2 検証及び結果の反映

< 検証の実施 >

○有識者や専門家の意見を聴取

- ✓ 北海道感染症対策有識者会議
- ✓ 北海道新興・再興感染症等対策専門会議

○道民意識調査及び市町村等アンケート調査

- ✓ 道民意識調査
(1,500名を150地点から無作為抽出)
- ✓ 市町村及び関係団体アンケート調査
(179市町村、65団体（医療福祉、教育、経済分野等）)

○地域の医療機関や福祉施設、事業者へのヒアリング調査

- ✓ 医療機関、福祉施設、事業所等（45市町村61ヶ所）

課題認識

< 対応の方向性 >

○感染対策への対応や保健医療提供体制の確保、経済・雇用への支援など、**3分野29項目について、取組実績及び課題と今後の対応方向を整理**

- ・保健医療分野 ～ 9項目
- ・社会経済活動分野 ～ 15項目
- ・行政の対応分野 ～ 5項目

○今後、起こりうる新たな感染症危機への備えに活かしていくため、**平時、初動、有事の各段階における道の体制や移行基準などの方向性を併せて整理**

反映

3 具体的な取組へ

予 北海道感染症予防計画や保健所における健康危機対処計画等への反映

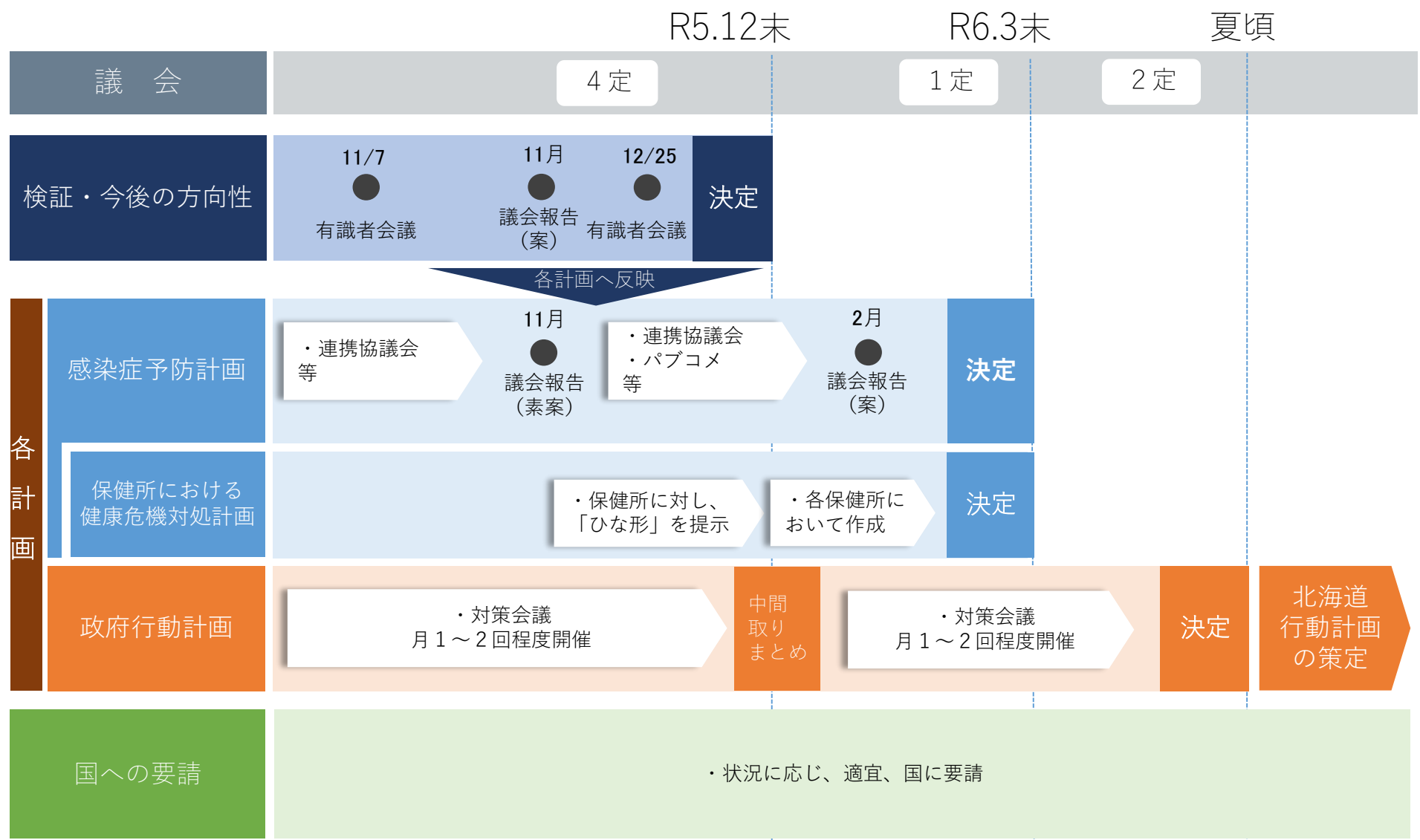
医療提供体制の確保や自宅療養者への支援などに加え、道の体制整備や保健所における業務体制等の見直し、人材育成などについて、計画に反映

行 新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえた北海道行動計画の策定

国は特措法に基づく政府行動計画の見直しを令和6年夏頃に予定しており、こうした国の動きも注視しながら、北海道行動計画の策定に向け、準備を進める

国 国への要請

新たな感染症の発生・まん延時における必要な措置やそれに伴う道民・事業者への影響など、今後、状況に応じて、知事会とも連携しながら国への要請を実施



- 予** 北海道感染症予防計画への反映を予定するもの
- 行** 政府行動計画を踏まえ北海道行動計画への反映が見込まれるもの
- 国** 新たな感染症の発生・まん延時、状況に応じて国への要請を行うもの

< 保健医療 >

医療提供体制

- (1)入院医療体制の確保** **予 行**
医療機関と病床確保等について、協定締結を協議。
- (2)診療検査医療機関(発熱外来)の確保** **予 行**
医療機関と発熱外来の対応等について、協定締結を協議。
- (3)検査体制の整備** **予 行**
医療機関や民間検査機関と検査対応等について、協定締結を協議。
- (4)〃(無料検査事業等)** **国**
国において安価かつ容易に検査キット等を購入できる体制を構築。
- (5)相談体制の充実** **予 行**
外部委託等を含め、的確に対応できる体制を構築。
- (6)療養体制の整備(宿泊療養)** **予**
事業者等と宿泊療養施設の体制整備について、協定締結を協議。
- (7)〃(自宅療養)** **予 行**
療養者の急増や急変時などに速やかに対応する体制の構築。

保健所体制

- (8)保健所体制の構築** **予 行**
増大する業務量に対応する人員確保の検討のほか、ICTの活用や外部委託といった業務効率化を検討。

ワクチン接種

- (9)ワクチン接種** **予 行 国**
接種業務の電子化を推進するほか、複数市町村による接種体制の広域化を検討。

< 社会経済活動 >

道民等への要請

- (1)道民・事業者への要請(道独自の緊急事態宣言)** **国**
国において、ウイルスの特性に応じた基準等を設定し、それを踏まえ、道として対策を検討。
- (2)〃(特措法に基づく緊急事態措置)** **行**
地域の感染状況や医療提供体制、地域経済への影響等を踏まえ、道民の生命と健康を守るとともに、道民生活や道内経済への影響が最小となるよう検討。
- (3)〃(新北海道スタイル)** **行**
これまでのノウハウを活かせるよう構築してきた企業等とのネットワークを維持。
- (4)〃(第三者認証制度)** **行**
平時から情報提供体制を整備するなど構築した企業等とのネットワークを維持。
- (5)〃(レベル分類等)** **行 国**
流行株の変異に応じ、その特性について分析を行い、速やかに基準に反映させるよう国に求めている。

事業者等への支援

- (6)事業者への事業継続支援** **行 国**
地域の状況を把握しながら、国に対し、中小事業者等の支援に必要な予算を確保するよう求めている。
- (7)労働者・雇用等への支援** **行 国**
国に対し、各種助成金等について必要な予算の確保や柔軟な対応を求めている。
- (8)～(10)需要喚起策(旅行・飲食・移動)等** **行 国**
国に対し、大きな影響が想定される事業者への影響緩和や利用者の利便性・公平性に配慮した適切な支援を求めている。

生活困窮者への支援等

- (11)生活困窮者への支援** **行 国**
全国一律での機動的な制度の創設や、財政措置を講じるよう、国に求めている。
- (12)ひとり親世帯への支援** **行 国**
子育て世帯向けの全国一律での機動的な制度の創設や、財政措置を講じるよう、国に求めている。

差別偏見対策

- (13)差別偏見対策** **予 行 国**
差別や偏見などの相談対応のほか相談事例の整理を行い、今後の取組に活用。

学校教育活動

- (14)学校教育活動(一斉臨時休業要請)** **行**
子どもたちや社会活動への影響を踏まえ慎重に検討。
- (15)〃(学校での感染対策)** **行**
関係部局等と連携し、感染拡大が見込まれる際には時期を逸することのないよう、対応。

< 行政の対応 >

体制の整備等

- (1)専門人材の確保・育成** **予 行**
医療機関と医療人材派遣等について、協定締結を協議、人材育成に向け、大学等と連携し、研修・訓練の機会確保と内容の充実。
- (2)道の体制整備** **予 行**
平時から実践的な職員研修や訓練の実施など、柔軟で機動的に対応できる体制を整備。
- (3)国への要請(道・全国知事会)** **国**
医療機関や事業者への支援などの効果や課題等を踏まえ、国の責任の下で実施するよう求めている。
- (4)情報発信** **予 行**
民間企業等と連携し、様々な広報ツールを活用しながら、わかりやすく情報を発信。
- (5)市町村との連携** **予 行 国**
北海道感染症対策連携協議会等を活用し、平時から発生予防やまん延防止の施策について協議。

- コロナ禍で得た教訓を新たな感染症危機に活かしていくためには、平時における備えが重要。
- このため、初動・有事の際に柔軟で機動的な対応ができるよう、【今後の対応方向】で示した、平時における取組を具体化し、市町村や医療機関、関係団体と連携を図りながら、研修や訓練を重ねるなど、必要な準備を進め、初動・有事に向けた備えを強化していく。

道の体制イメージ

- 移行基準は、国の「新型インフルエンザ等(特措法第2条第1号に規定)発生時等における初動対応要領」(R5.9.1決定)に準拠

移行基準

新型インフルエンザ等の国内外での
発生の疑いを把握した場合等

新型インフルエンザ等が発生し、
政府対策本部が設置された場合

平時

初動

有事

備えを強化

迅速な対応

特措法に基づく措置

本部

実務

専門的知見

主な取組

北海道感染症対策連絡本部 (根拠:要綱)

地方本部

連絡本部指揮室

北海道感染症対策連携協議会

・感染症の性状等に応じた調整や対策への助言

北海道感染症対策本部 (根拠:特措法)

地方本部

対策本部指揮室

北海道感染症対策連携協議会

・感染症の性状等に応じた調整や対策への助言

北海道感染症対策有識者会議

・道民生活や経済を含めた総合的な助言

初動・有事への備えを強化するなど
柔軟で機動的に対応できる体制(※ 検討中)

⇒本庁・振興局・出先機関における感染症対策
部門の連携

計画進捗への助言

北海道感染症対策連携協議会

・保健医療提供体制の計画的な準備
・役割分担の明確化、連携の緊密化

専門的助言

専門的助言

- 感染状況に関するモニタリング
- 実践的な訓練や研修の実施
- 保健所における職員の育成や受援体制等の整備
- 病床、発熱外来等の確保(協定締結等)

- 速やかな保健医療提供体制の整備に向けた調整
- 市町村や関係団体と連携した注意喚起の実施
- 国と情報共有を図りながら取組の強化等の検討・実施
- 感染予防の呼びかけ等における事業者との連携

- 感染状況に応じた保健医療提供体制の整備
- 地域の感染状況や医療提供体制などを踏まえ、特措法に基づく必要な措置の実施
- 事業者等への影響を踏まえた支援の実施

予防計画について

- ・令和5年第4回定例道議会において、計画（素案）を報告。
- ・12月5日（火）～1月5日（金）までパブリックコメントを実施中。
【<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/170442.html>】
- ・道内6か所（第3次医療圏域ごと）において、地域説明会（医療計画等と合同）を実施中。
12月18日（月）帯広市、12月20日（水）函館市、12月25日（月）札幌市
12月27日（水）釧路市、1月11日（木）旭川市、1月17日（水）北見市

検証を踏まえた対応の方向性(抜粋)

北海道感染症予防計画案(抜粋)

【保健医療】

- (1) (2) 入院医療体制・発熱外来の確保【医療機関と協定締結】
- (3) 検査体制の整備【民間検査機関等と協定締結】
- (4) 相談体制の充実【外部委託等】
- (5) 療養体制の整備（宿泊療養）【宿泊事業者と協定締結】
- (6) 療養体制の整備（自宅療養）【医療機関等と協定締結】
- (7) 保健所体制の構築【業務量に対応する人員確保等】

【社会経済活動】

- (8) 差別偏見対策【相談対応、相談事例の整理】

【行政の対応】

- (9) 専門人材の確保・育成【医療機関と協定締結等】
- (10) 道の体制整備【研修、訓練実施等】
- (11) 情報発信【様々な広報ツールの活用】
- (12) 市町村との連携【北海道感染症対策連携協議会等の活用】

予防計画への反映

●検査の実施体制等（**拡充**）

●医療提供体制

（**新設**）

入院・後方支援

発熱外来

自宅療養者等への医療の提供

医療人材派遣

●宿泊療養体制（**新設**）

●療養生活等の環境整備（**新設**）

●人材の養成・資質の向上（**拡充**）

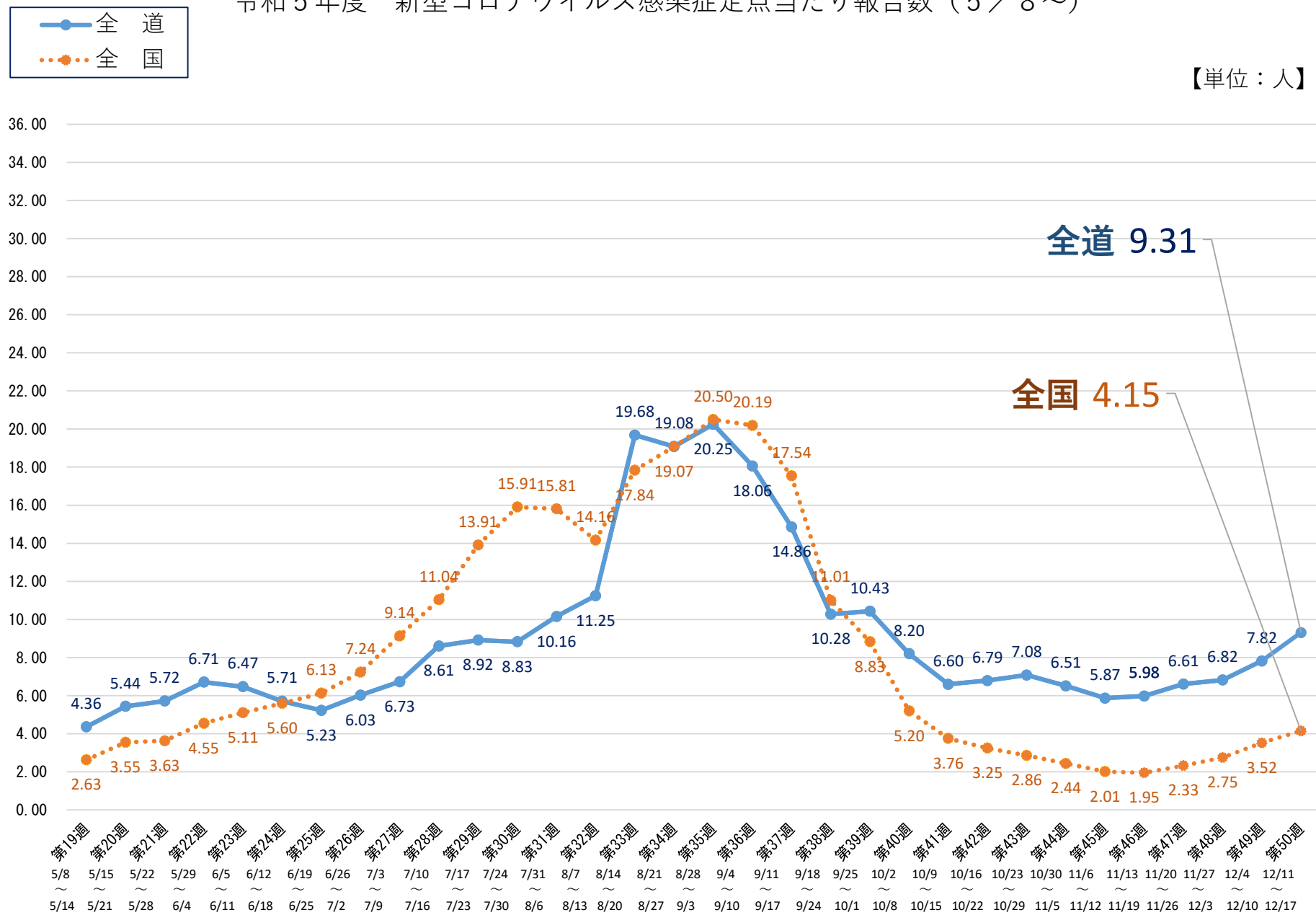
●保健所の体制整備（**新設**）

新型コロナウイルス感染症の動向について

資料2-1

令和5年度 新型コロナウイルス感染症定点当たり報告数（5 / 8～）

【単位：人】



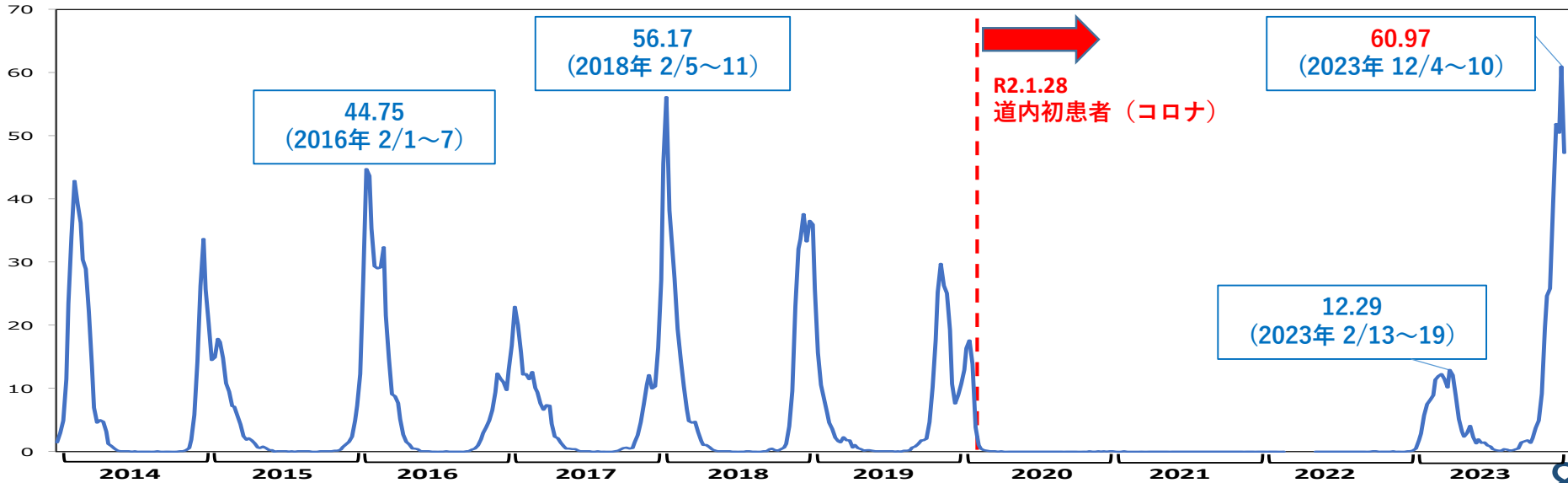
1. 季節性インフルエンザの動向

全国的に例年よりも早い時期に流行している中、道内では、定点当たり報告数が第46週以降、警報レベル（30人以上）となっている。

(人)

定点 当たり	第46週 (11/13～11/19)	第47週 (11/20～11/26)	第48週 (11/27～12/3)	第49週 (12/4～12/10)	第50週 (12/11～12/17)
全道	39.21	51.90	50.49	60.97	47.25
全国	21.65	28.32	26.74	33.73	29.94

【参考】過去10年の推移 ※これまでの最大値 66.17 (2005年2/28～3/6)



2. 咽頭結膜熱及びA群溶血性レンサ球菌咽頭炎（溶連菌）の動向

道内では、咽頭結膜熱の定点当たり報告数が第43週以降、警報レベル（3人以上）となっているほか、溶連菌も前年同時期（第50週/0.8）と比べて高い感染レベルとなっている。

■ 咽頭結膜熱の報告数

(人)

定点 当たり	第46週 (11/13～11/19)	第47週 (11/20～11/26)	第48週 (11/27～12/3)	第49週 (12/4～12/10)	第50週 (12/11～12/17)
全道	6.88	7.99	8.05	7.59	7.51
全国	3.30	3.54	3.73	3.48	3.49

※ 警報レベル 3以上

■ A群溶血性レンサ球菌咽頭炎（溶連菌）の報告数

(人)

定点 当たり	第46週 (11/13～11/19)	第47週 (11/20～11/26)	第48週 (11/27～12/3)	第49週 (12/4～12/10)	第50週 (12/11～12/17)
全道	4.08	3.83	4.32	5.35	5.59
全国	3.79	3.86	4.17	4.83	5.04

※ 警報レベル 8以上

～感染予防を日常に～

新型コロナやインフルエンザなどの感染症に気をつけましょう



予防が大事

- ☑手洗い
- ☑手指消毒
- ☑換気
- ☑症状がある時のマスク着用
- ☑ワクチン接種の検討

無理しない

発熱等の症状がある時は、無理をせず、**静養**しましょう。

もしもの備え

体調不良時に備えて、日ごろから、市販の解熱鎮痛剤や日用品などを**備蓄**しましょう。



 北海道
一般社団法人
北海道医師会
特定非営利活動法人
北海道病院協会

■ 新型コロナウイルス健康相談センター 発熱等の受診相談や体調急変時の相談先

○ 札幌市、旭川市、函館市、小樽市にお住まいの方

自治体	相談窓口	電話番号	開設時間
札幌市	コロナ健康相談ダイヤル	011-350-5877	9:00～18:00 (平日のみ) (12/29～1/3は休)
	救急安心センターさっぽろ	#7119 または 011-272-7119	24時間
旭川市	旭川市新型コロナウイルス健康相談ダイヤル	0166-21-3720	24時間
函館市	受診・相談センター	0120-568-019	24時間
	一般相談		
小樽市	小樽市新型コロナウイルス相談センター	0120-890-177	24時間

○ 上記4市以外にお住まいの方

自治体	相談窓口	電話番号	開設時間
北海道	北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター	0120-501-507	24時間

■ 小児救急電話相談

休日・夜間の子どもの症状で困った時 **#8000** (開設時間 19:00～翌朝8:00)